

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第3項の規定により、長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業に係る事業契約の内容を次のとおり公表する。

令和8年1月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 公共施設等の名称及び立地

(1)名称 長崎県動物愛護管理センター(仮称)

(2)立地 大村市原町84番6及び池田2丁目1303番8の一部

2 選定事業者の商号又は名称

長崎市西坂町2番3号

アニマルパートナーズながさきPFI株式会社

代表取締役 浮穴 浩一

3 公共施設等の整備等の内容

新設する長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業の設計業務、建設業務、施設所有権移転業務、維持管理業務、運営業務及び付帯業務を行う。

4 契約期間

令和7年12月19日から令和25年1月31日まで

5 契約金額

金1,767,160,000円に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金176,716,000円)

## 6 事業継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

### (事業者の債務不履行等による契約解除)

第48条 契約期間において、次の各号に掲げる事項が事業者が発生した場合は、県は、事業者に対して通知することにより本事業契約を解除することができる。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部を放棄し、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者が、本件日程表に記載された設計及び建設に係る業務の開始日を過ぎても各業務を開始せず、県が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から県に対して県が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3) 契約期間内に設計及び建設に係る業務を完了する見込みが明らかに存在しないと県が認めたとき。
- (4) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者(事業者の取締役を含む。)によりその申立てがなされたとき。
- (5) 事業者が県に対して虚偽の報告を行ったとき。
- (6) 事業者が要求水準に違反し、県が相当の期間を定めて当該違反を是正すべき旨の勧告(なお、かかる勧告においては、事業者に対し、相当の期間を定めて是正策の提出及び当該是正策の実施を求めることができる。)を行ったにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されなかったとき。
- (7) 事業者が、本事業契約に関して重大な法令違反を行ったとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと県が認めたとき、又は事業者の財務状況の著しい悪化その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると県が認めたとき。
- (9) 事業者(事業者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等(事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 事業者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、県が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- (10) 事業者が第10条(暴力団等の排除措置)第6項の規定による県の要求に従わなかったとき。
- (11) 第9号及び前号に掲げるもののほか、事業者が正当な理由なく本事業契約に違反し、その違反により暴力団を利用する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(12) 落札者グループの構成企業のいずれかについて、基本協定書第6条第5項各号のいずれかの事由が生じたとき。

- 2 前項の場合において、県が被った損害の額が次条(契約が解除された場合等の違約金)第1項の違約金の額を超過する場合は、県は、かかる超過額について前項各号に該当した事業者に損害賠償請求を行うことができる。この場合における、履行保証保険による充当については同条(契約が解除された場合等の違約金)第4項を準用する。
- 3 本条により本事業契約が解除された場合、当該解除の効力は将来に向かってのみ生じ、当該解除時点までに生じた権利関係(履行済みの業務に対するサービス購入料の支払義務及び本施設の帰属を含むがこれに限られない。)は当該解除により影響を受けないものとする。
- 4 本条による解除がなされた場合において、既に県に提出されていた本施設の設計図書及び竣工図書その他本事業契約に関して県の要求に基づき作成された一切の書類について、県は、県の裁量により無償にて利用する権利権限を有し、これにつき、事業者は一切の異議を申し立てないものとする。設計図書の内容が、事業者又は第三者が特許権を保有する工法を採用しないと実現できない場合にあっては、事業者は、事業者又は第三者との関係で、県が設計図書の内容を実現する限りにおいて当該特許権又は工法を無償で使用することができるようにしなければならない。

#### (契約が解除された場合等の違約金)

第49条 次の各号のいずれかに該当する場合には、次の各号に該当した事業者は、第3項に定める金額を違約金として県の指定する期間内に支払う。ただし、基本協定第10条の規定に基づき県が違約金の請求を行い、実際に支払われた部分についてはこの限りではない。

- (1) 前条第1項の規定により本事業契約が解除された場合
  - (2) 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号のいずれかに掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 事業者について、破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号。その後の変更を含む。)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 事業者について、更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号。その後の変更を含む。)の規定により選任された管財人
  - (3) 事業者について、再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号。その後の変更を含む。)第2条第2号に定める再生債務者等
- 3 第1項に定める各号の事由に該当した場合の違約金額は、当該事由発生の各時点に応じて、以下の対応する金額の10%(前条第1項第7号及び第9号乃至第11号に該当する場合は20%)に相当する金額とする。
- (1) 本事業契約の締結日から本施設の引渡日までの期間:設計・建設に係る費用(サービス購入料A)に消費税及び地方消費税の額を加えた金額
  - (2) 本施設の引渡日の翌日以降:当該年度の維持管理・運営費(サービス購入料B)に消費税及び地方消費税を加えた金額
- 4 前三項の規定にかかわらず、県が第58条(契約保証金等)に基づく履行保証保険金を受領し、又は銀行等による保証債務の履行を受けた場合(但し、前条第1項第7号及び第9号乃至第12号に該当する場合を除く。)には当該受領金等を違約金に充当する。

#### (県の債務不履行による契約解除)

第50条 契約期間において、県が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、県が事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本事業契約を解除することができる。

- 2 前項に基づき本事業契約が解除された場合、県は、事業者に対し、当該解除により事業者が生じた追加費用及び損害(事業者の責めに帰すべき事由に起因するものを除く。)を、合理的な範囲で負担する。但し、事

業者は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。

3 第48条(事業者の債務不履行等による契約解除)第3項及び第4項の規定は、本条の解除に準用する。

#### (県の任意解除権)

第51条 県は、事業者に対して、6か月以上前に通知を行うことにより、特段の理由を有することなく本事業契約を解除することができる。

2 建設企業から県に対する本施設の引渡し完了後に前項の規定に基づき県が本事業契約を解除する場合、県は、事業者に対し、当該解除により事業者が生じた追加費用及び損害(事業者のいずれかの責めに帰すべき事由に起因するものを除く。)を合理的な範囲で負担する。但し、事業者は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。

3 第48条(事業者の債務不履行等による契約解除)第3項及び第4項の規定は本条の解除に準用する。

#### (法令等の変更による契約解除)

第52条 契約期間において、第59条(通知の付与及び協議)第4項本文の協議を経るか否かにかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更(交付金の全部又は一部が交付されないこととなった場合を含む。以下同じ。)により、県が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議のうえ、本事業契約を解除することができる。

2 第48条(事業者の債務不履行等による契約解除)第3項及び第4項の規定は、本条の解除に準用する。

#### (不可抗力による契約解除)

第53条 契約期間において、第61条(通知の付与及び協議)第4項本文の協議を経るか否かにかかわらず、本事業契約の締結後における不可抗力により、県が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議のうえ、本事業契約を解除することができる。

2 第48条(事業者の債務不履行等による契約解除)第3項及び第4項の規定は、本条の解除に準用する。

#### (契約解除の場合の出来形部分の買取)

第54条 第48条第1項の場合において、本施設の引渡し前に本事業契約が解除された場合、本施設の出来形部分については、次の各号のとおりとする。

(1) 県は、本施設の出来形部分があるときは、その全部又は一部を検査の上、出来形部分の出来高に応じた設計・建設に係る費用(サービス購入料 A)の未払額に、解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けることができ、県の選択により、解除前の支払スケジュールに従うか、又は一括払いにより支払う。なお、県は、当該出来形部分の買受金額と第49条による違約金を対当額で相殺することができる。

(2) 県が、前号により本施設の出来形部分の全部又は一部の買受けを決定し事業者に対してその旨通知した場合には、事業者は、直ちに仮設構造物を撤去するなど引渡しのために必要な措置を講じたうえで、当該本施設の出来形部分を県に引き渡す。

(3) 県が本施設の出来形部分の全部又は一部を買い受けない場合、事業者は、自らの費用と責任により当該本施設の出来形部分を撤去して事業用地を原状に回復しなければならない。事業者が、本項に従い速やかに原状回復を行わないときは、県は事業者に代わって原状回復を行うことができ(但し、県は係る事項について義務を負わない。)、事業者はこれに対し異議を申し出ることができず、県はこれに要した費用を事業者に求償することができる。

2 第50条乃至第53条の場合において、引渡し前に本事業契約が解除された場合、県は、本施設の出来形部分があるときは、その全部又は一部を検査の上、当該出来形部分の出来高に応じた設計・建設に係る費用(サービス購入料 A)の未払額に、解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受け

るものとし、県の選択により、解除前の支払スケジュールに従って又は一括払いにより支払う。なおこの場合、前項第2号を適用する。

## 7 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

### (事業契約終了に際しての処置)

第55条 事業者は、事由の如何を問わず、本事業契約が終了した場合において、本事業用地及び本施設内に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき県の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく相当な期間内に前項の物件の処置につき県の指示に従わないときは、県は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、又は片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、県の処置について異議を申し出ることができない。また、県が当該処置に要した費用を事業者は負担する。

3 事業者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由の如何にかかわらず、直ちに県に対し、県が、本施設を維持管理及び運営するために必要なすべての資料を引き渡さなければならない。

### (終了手続の費用負担)

第56条 本事業の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担する。